

中学校社会科
公民的分野における
公文書活用の

いろは



■ 目次

第1章	本冊子の作成にあたって	2
第2章	授業に活かせる公文書の特徴	3
第3章	授業に活かせる公文書等の類例	7
第4章	授業に活かせる公文書等の探し方	15

■ 本冊子が想定する対象者

本冊子は、中学校社会科における公文書の活用促進を目指し、以下の方々を対象としています。

- 中学校等の社会科教員
- 地方公共団体の文書館・図書館・博物館等の担当者
- 地方公共団体の情報公開等の担当者

■ 備考

本冊子で紹介している市区町村のウェブページ等の情報はすべて令和7年3月12日時点のものです。

■ 謝辞

本冊子は公益財団法人日本教育公務員弘済会による助成を受けたものです。

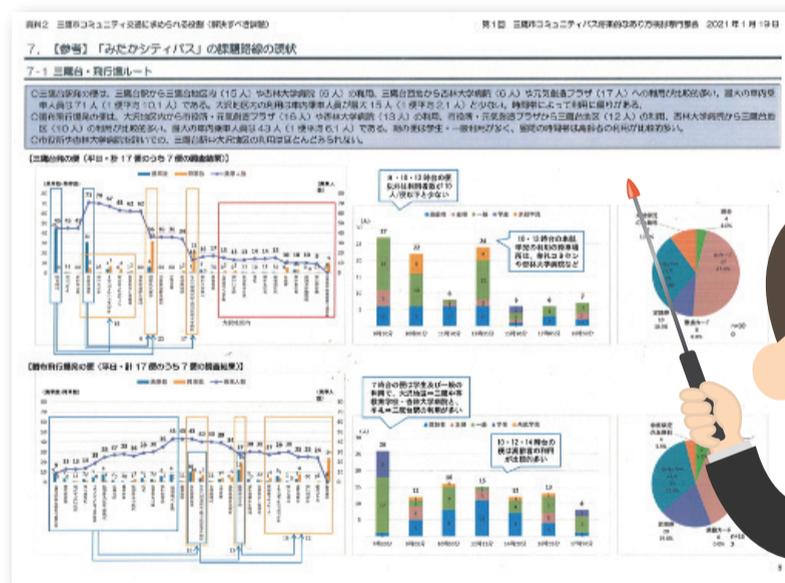
第1章 本冊子の作成にあたって

地方自治は「民主主義の学校」と呼ばれていますが、地方公共団体、とりわけ住民に直接関わる機会の多い市区町村の公文書は、地域の抱える社会的課題とその検討を重ねた情報の蓄積であり、地方自治を学ぶうえでの「知的資源」と言えます。

学習指導要領の改訂に伴い、現在「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け各教科の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、情報を精査し、課題解決の施策を考えることで、深い学びが目指されています。市区町村の公文書は、生徒にとってもっとも身近な社会的課題が記載された教材であり、社会的な事象の見方・考え方を養ううえで格好の教材となり得ます。加えて、公職選挙法等の改正により、主権者教育への注目が集まるなか、公文書を通して地域の諸課題を知り、その問題解決に取り組むことは主権者教育にもつながります。

本冊子では、中学校社会科の授業における公文書の活用促進を目指し、授業に活かせる市区町村の公文書の特徴と類例を紹介します。

2025年3月 倉方慶明



東京都三鷹市「第1回三鷹市コミュニティバス将来的なあり方検討専門部会資料」
(令和3年1月19日)



第2章

授業に活かせる公文書等とは？

公文書等とはどのようなものなのでしょうか。縁遠い存在に思えて、実は人々の日々の生活に関わる身近な存在です。本章では、公文書等の特徴や、授業に活用する上で魅力と、使用上の留意事項について紹介します。

1 公文書等とは？

公文書とは、行政機関の職員が職務上作成し、または取得した文書であって、職員が組織的に用いるものとして、行政機関が保有している文書を指します(公文書管理法第2条)。公文書は紙媒体・電子媒体のいずれかを問いません。

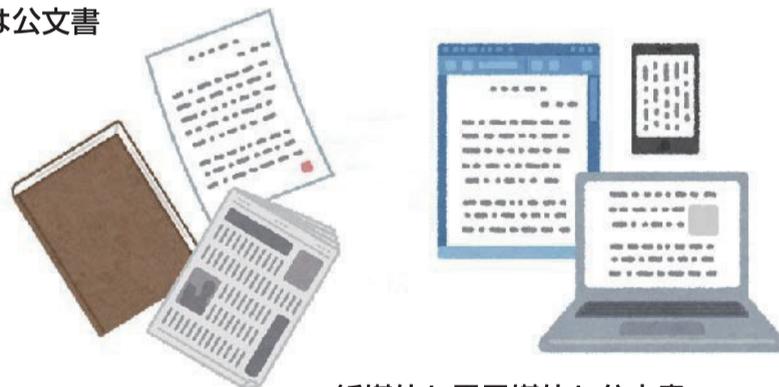
市区町村における事業の立案や実施のための会議資料や記録だけでなく、身近なところでは、市区町村に提出する各種手続きの届出や、市民が取得した住民票、市区町村のウェブページに掲載された計画や報告書なども公文書に該当します。

市区町村では、地域の抱える社会的課題の解決に向け、施策や事業の立案・実施が進められます。その過程で、統計データ、聞き取り記録、写真・映像等、さまざまな情報が公文書として蓄積されていきます。また、市区町村が作成する広報紙等の行政刊行物には、市区町村の施策や事業が分かり易く記載されています。そのため、公文書と行政刊行物は地域の社会的課題を知る教材となります。

本冊子では、地方公共団体(市区町村)の公文書および行政刊行物をあわせて、「公文書等」と呼びます。



行政機関の職員が作成・取得した文書は公文書



紙媒体も電子媒体も公文書

2 授業に活かせる市区町村の公文書等の魅力

授業への活用を考えたとき、市区町村の公文書等にはさまざまな魅力があります。

① 生徒にとって身近な社会的課題が記録された情報源

(自身が住む「まち」の現状や課題を扱う公文書等は、社会的課題に関する授業の導入や調べ学習に適しています。)

② 文字・写真・統計・地図・グラフ等、さまざまな情報形態を有する

(さまざまな情報形態の公文書等は、生徒の学習状況にあわせて「読み取り」の教材として活用できます。)

③ 作成元・発表元が明確な情報源

(内容の真偽等の判断は別問題ですが、市区町村の責任をもって作成・公表された文書は、調べ学習に適しています。)

④ ウェブページを通じた収集が容易

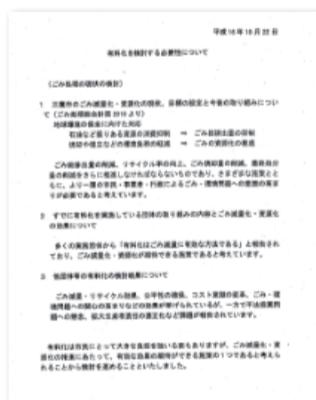
(多くの公文書等が市区町村のウェブページを通じて入手することができます。情報公開請求や図書館等での調査が必要な公文書等もあります。)

⑤ 授業に際して、使用許諾の手続きが原則不要

(市区町村が公表している情報や情報公開請求等により入手した情報に、原則として利用制限はございません。)

さまざまな形態の公文書等

《文字資料》



《写真資料》



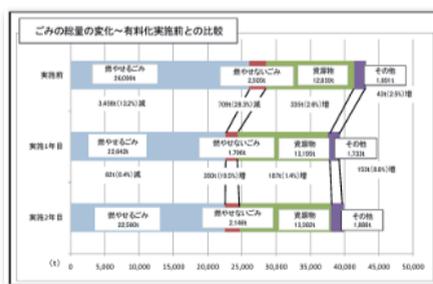
《統計資料》

項目	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	令和1年	令和0年
人口	34,200	34,100	34,000	33,900	33,800	33,700
世帯数	12,500	12,400	12,300	12,200	12,100	12,000
出生数	1,200	1,150	1,100	1,050	1,000	950
死亡数	1,100	1,050	1,000	950	900	850
自然増減	100	100	100	100	100	100
転入数	1,500	1,450	1,400	1,350	1,300	1,250
転出数	1,400	1,350	1,300	1,250	1,200	1,150
転入超過	100	100	100	100	100	100
外国人人口	1,000	950	900	850	800	750
外国人世帯数	400	380	360	340	320	300
外国人労働者数	1,500	1,450	1,400	1,350	1,300	1,250
外国人労働者比率	4.4%	4.2%	4.1%	4.0%	3.9%	3.7%

《地図》



《グラフ》



(出典)

《文字資料》東京都三鷹市「有料化を検討する必要性について」(第3回三鷹市ごみ減量・有料化検討市民会議資料、平成16年)

《写真資料》東京都府中市「自主防災ふちゅう」(第4号)_令和元年台風10号の様子を伝える写真

《統計資料》東京都府中市「府中市統計書(令和5年版)」

《地図》東京都三鷹市「洪水ハザードマップ」(令和4年度)

《グラフ》「家庭系ごみの有料化前後のごみ量の変化」(三鷹市「ごみ処理総合計画2015(改定)」、平成24年3月、27頁の一部)

3 学習指導要領にみる公文書等の活用

学習指導要領の改訂に伴い、社会科では、社会的な課題を追究し解決していく力の育成が進められています。習得する技能として情報を「集める」「読み取る」「まとめる」力の育成が目指されています。公民的分野でも、「社会的な見方・考え方」を働かせて、社会的な課題を考察し、議論等の言語活動に関わる学習や、学校図書館や地域の公共施設・インターネット等を活用した調べ学習、「社会の情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習活動」が重視されています。

公文書等は、市区町村のウェブページを用いた情報の収集、予算・決算資料やハザードマップ、統計書等の公文書等を通じた情報の読み取り、市区町村に関するレポートの作成や発表等、情報の「収集」「読み取り」「まとめる」技能の習得に活用できます。

また、社会科では、文書館・図書館・博物館等の公共施設の積極的な活用と、アーキビスト・司書・学芸員等の専門家との連携・協働の強化がうたわれ、活用を促進するために教員を対象とした研修の充実化が目指されています。

《表》 公文書等の活用した3つの技能の育成の例

情報を収集する技能	情報を読み取る技能	情報をまとめる技能
<ul style="list-style-type: none"> ●市区町村のウェブページを活用した情報の収集 ●文書館・図書館等の公共施設を活用した現地調査 ●文書館・図書館等の専門職の協力を受けた情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ●公文書等に記載された文章・地図・年表・写真・グラフ・統計情報の読み取り ●複数の「年度」や「近隣市」等との比較・関連付けを通じた公文書等の読み取り 	<ul style="list-style-type: none"> ●公文書等の文章・統計情報を地図・表・グラフ・模式図等に再構成する ●市区町村に関するレポートの作成やICTを用いたクラス発表

コラム

公文書等を活用するうえでの留意事項

学習指導要領では、教材の選択にあたっては、生徒が社会的事象について多面的・多角的に検討する視座を身に付けられるよう、とくに「多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合」、「一面的見解」を取り上げることなどが無いよう留意することや、「政治的中立性」への配慮が求められています。

市区町村の公文書等には、さまざまな政党の議員が参加する地方議会の会議録、多様な利害関係者が参加する審議会や市民会議等があり、その一面を切り抜いて教材として扱う場合、見解の多様性や政治的中立性が失われる恐れがあります。公文書等の活用には、立場の異なる複数の見解を示すこと、参加者や発言者の立場に注目すること等を、授業時にフォローする必要があります。



審議会・市民会議の多様な参加者

デマンドバスの導入などを議論する審議会には、市区町村の担当者、学者等の有識者だけでなく、バス会社やタクシー会社等の民間企業や高齢者福祉団体の関係者、市民代表等が多様な参加者がいます。参加者の全体像やそれぞれの立場を紹介することで、発言の意図をより正確に読み取ることができます。

MEMO

第3章

授業に活かせる公文書等の類例

市区町村では、さまざまな公文書等が作成されています。本章では、そのうち市区町村に共通して作成され、ウェブページ上で比較的収集が容易な公文書等の類例「条例等の例規集」・「予算・決算資料」・「地方議会の会議録」・「審議会等の会議録・配布資料」・「計画書」・「統計資料」・「広報紙等の行政刊行物」について、その特徴を紹介します。

1 公文書等の類例別の特徴

1 条例等の例規集

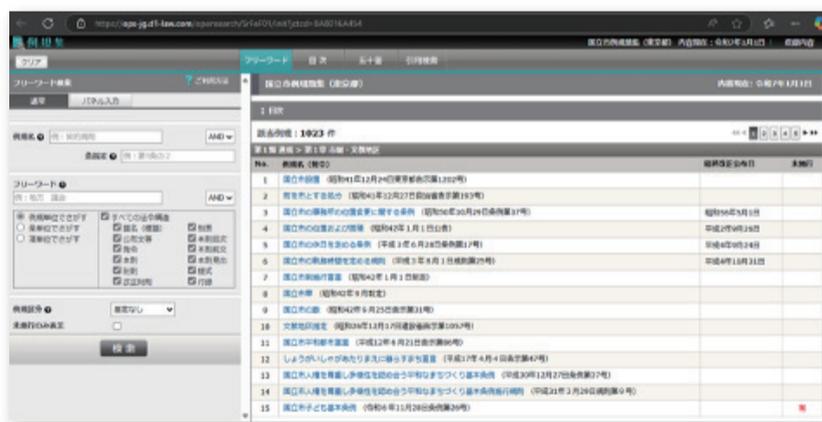
(特徴)「条例」とは、地方公共団体が地方自治のために作る法令で、国の法律の範囲内で、地方議会の議決を経て制定されます。条例以外にも、地方公共団体の長である首長が定めた「規則」や、行政機関内部の事務処理の方法等を定めた「要綱」があります。条例・規則は公布が義務付けられており、それらは例規集としてまとめられています。

例規集は、かつては紙媒体で作成・保管されることが一般的でしたが、近年、市区町村を含めた地方公共団体の多くは、例規集をウェブページ上に挙げており、検索することができます。他方で、多人の場合、ウェブページ上の例規集で検索可能な条例等は現行のものに限られます。そのため、過去に存在した条例等やその改定の変遷を追う際には、市区町村の文書館や図書館の郷土資料コーナー等に保管されている紙媒体の例規集の閲覧や、法制担当部署への問合せ・情報公開請求を行う必要があります。

現在、多くの市区町村では、特色あるまちづくりに向け、さまざまな条例が制定されています。ウェブページ上での検索が容易な例規集は、インターネットを活用した調べ学習に適した公文書等と言えます。

(教科書の主な関連キーワード)

地方議会、条例



東京都国立市「例規集(令和7年1月1日現在)」

2 予算・決算資料

(特徴) 地方公共団体において、予算は地方公共団体の長が作成し、年度開始前に議会の「議決」を経て決定され、決算は会計責任者が作成し、地方公共団体の長を経て監査委員が審査をした後、議会の「認定」を経て決定されます。予算・決算ともに、確定後は住民への公表が義務付けられています。

そのため、予算・決算(案)は議会に提出された資料に含まれるほか、市区町村の多くが住民への説明のために、ウェブページ上に予算・決算書を掲載しています。また広報紙等を通して、予算・決算の概要は住民に発信されています。

市区町村の財政状況は、予算・決算資料に記載された歳入・歳出の状況から知ることができます。予算・決算資料の読み取りは、生徒が住む市区町村の財政状況の考察や、高齢者福祉(民生費)や道路建設(土木費)、学校の運営(教育費)等の歳出費目の分析を通じた市区町村で重視されている施策の考察につなげることができます。

(教科書の主な関連キーワード)

地方議会、地方財政、歳入、歳出

歳入	項	予算		決算		平均		平均(1/10)	
		円	円	円	円	円	円	円	円
1 市税		11,096,808,000		11,099,487,733	11,469,103,902	15,402,306	144,206,974	0	0
1 市税		5,025,406,000		5,125,333,902	5,016,940,979	11,375,370	96,424,902	0	0
2 国庫補助金		5,998,498,000		5,025,372,969	4,985,965,911	5,044,334	14,782,100	0	0
3 国庫補助金		202,756,000		202,751,296	202,972,117	442,443	4,200,224	0	0
4 国庫補助金		402,498,000		402,498,000	402,498,000	0	0	0	0
5 国庫補助金		397,474,000		397,474,000	397,474,000	0	0	0	0
6 国庫補助金		16,370,000		9,950,669	9,950,669	0	0	0	0
7 地方債		384,802,000		382,931,000	382,931,000	0	0	0	0
8 地方債		36,372,000		36,372,000	36,372,000	0	0	0	0
9 地方債		348,430,000		346,559,000	346,559,000	0	0	0	0
10 地方債		200,000,000		199,999,999	199,999,999	0	0	0	0
11 地方債		148,430,000		146,560,001	146,560,001	0	0	0	0
12 地方債		0		0	0	0	0	0	0
13 地方債		0		0	0	0	0	0	0
14 地方債		0		0	0	0	0	0	0
15 地方債		0		0	0	0	0	0	0
16 地方債		0		0	0	0	0	0	0
17 地方債		0		0	0	0	0	0	0
18 地方債		0		0	0	0	0	0	0
19 地方債		0		0	0	0	0	0	0
20 地方債		0		0	0	0	0	0	0
21 地方債		0		0	0	0	0	0	0
22 地方債		0		0	0	0	0	0	0
23 地方債		0		0	0	0	0	0	0
24 地方債		0		0	0	0	0	0	0
25 地方債		0		0	0	0	0	0	0
26 地方債		0		0	0	0	0	0	0
27 地方債		0		0	0	0	0	0	0
28 地方債		0		0	0	0	0	0	0
29 地方債		0		0	0	0	0	0	0
30 地方債		0		0	0	0	0	0	0
31 地方債		0		0	0	0	0	0	0
32 地方債		0		0	0	0	0	0	0
33 地方債		0		0	0	0	0	0	0
34 地方債		0		0	0	0	0	0	0
35 地方債		0		0	0	0	0	0	0
36 地方債		0		0	0	0	0	0	0
37 地方債		0		0	0	0	0	0	0
38 地方債		0		0	0	0	0	0	0
39 地方債		0		0	0	0	0	0	0
40 地方債		0		0	0	0	0	0	0
41 地方債		0		0	0	0	0	0	0
42 地方債		0		0	0	0	0	0	0
43 地方債		0		0	0	0	0	0	0
44 地方債		0		0	0	0	0	0	0
45 地方債		0		0	0	0	0	0	0
46 地方債		0		0	0	0	0	0	0
47 地方債		0		0	0	0	0	0	0
48 地方債		0		0	0	0	0	0	0
49 地方債		0		0	0	0	0	0	0
50 地方債		0		0	0	0	0	0	0
51 地方債		0		0	0	0	0	0	0
52 地方債		0		0	0	0	0	0	0
53 地方債		0		0	0	0	0	0	0
54 地方債		0		0	0	0	0	0	0
55 地方債		0		0	0	0	0	0	0
56 地方債		0		0	0	0	0	0	0
57 地方債		0		0	0	0	0	0	0
58 地方債		0		0	0	0	0	0	0
59 地方債		0		0	0	0	0	0	0
60 地方債		0		0	0	0	0	0	0
61 地方債		0		0	0	0	0	0	0
62 地方債		0		0	0	0	0	0	0
63 地方債		0		0	0	0	0	0	0
64 地方債		0		0	0	0	0	0	0
65 地方債		0		0	0	0	0	0	0
66 地方債		0		0	0	0	0	0	0
67 地方債		0		0	0	0	0	0	0
68 地方債		0		0	0	0	0	0	0
69 地方債		0		0	0	0	0	0	0
70 地方債		0		0	0	0	0	0	0
71 地方債		0		0	0	0	0	0	0
72 地方債		0		0	0	0	0	0	0
73 地方債		0		0	0	0	0	0	0
74 地方債		0		0	0	0	0	0	0
75 地方債		0		0	0	0	0	0	0
76 地方債		0		0	0	0	0	0	0
77 地方債		0		0	0	0	0	0	0
78 地方債		0		0	0	0	0	0	0
79 地方債		0		0	0	0	0	0	0
80 地方債		0		0	0	0	0	0	0
81 地方債		0		0	0	0	0	0	0
82 地方債		0		0	0	0	0	0	0
83 地方債		0		0	0	0	0	0	0
84 地方債		0		0	0	0	0	0	0
85 地方債		0		0	0	0	0	0	0
86 地方債		0		0	0	0	0	0	0
87 地方債		0		0	0	0	0	0	0
88 地方債		0		0	0	0	0	0	0
89 地方債		0		0	0	0	0	0	0
90 地方債		0		0	0	0	0	0	0
91 地方債		0		0	0	0	0	0	0
92 地方債		0		0	0	0	0	0	0
93 地方債		0		0	0	0	0	0	0
94 地方債		0		0	0	0	0	0	0
95 地方債		0		0	0	0	0	0	0
96 地方債		0		0	0	0	0	0	0
97 地方債		0		0	0	0	0	0	0
98 地方債		0		0	0	0	0	0	0
99 地方債		0		0	0	0	0	0	0
100 地方債		0		0	0	0	0	0	0

東京都あきる野市「令和5年度あきる野市各会計歳入歳出決算書」

3 地方議会の会議録(議事録)

(特徴) 地方議会は、住民の直接選挙で選出された議員によって構成され、条例の制定や予算の決定等、地方公共団体の重要な意思決定を担うとともに、同じく直接選挙により選出された地方公共団体の長(首長)と相互に監視し合うことで地方自治の適切な運営に貢献しています。そうした地方議会の議論を記録した会議録は、「書面又は電磁的記録」により作成することが義務付けられています。

多くの市区町村において地方議会の会議録は、検索システム等を通じてウェブページ上で公開されています。また過去の会議録についても、紙媒体(冊子)により文書館や図書館の郷土資料コーナー等に保管されていることが多く、比較的容易に収集できます。

会議録の読み取りを通して、議員の活動や主張だけでなく、それに対応する市区町村の長の考え方や施策、両者の議論の過程を知ることができます。他方で、キーワード検索により、特定の事項に関する発言を収集することは比較的容易ですが、該当箇所が議員の「一面的見解」となっていないか等、授業時に活用する際には留意が必要です。

(教科書の主な関連キーワード)

地方議会、条例、地方公共団体の長(首長)、議員



東京都青梅市「青梅市議会会議録検索システム」

4 各種審議会・市民会議の会議録(議事録)・配布資料

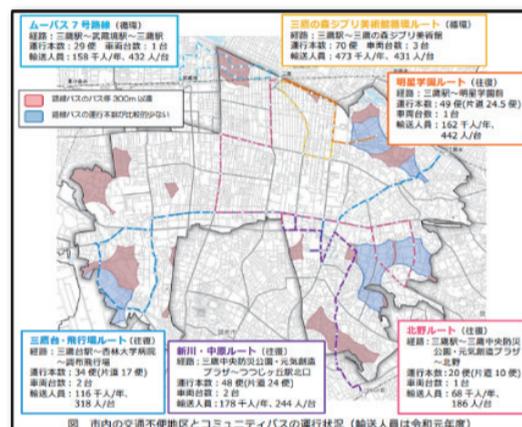
市区町村には法令に定める各種審議会等が設置されています。例えば、廃棄物処理法第6条では、市区町村内のごみ問題(一般廃棄物の減量等)を審議するため、「廃棄物減量等推進審議会」を置くことができると定められています。

審議会等の会議録や配布資料の公表状況については、市区町村により対応が異なります。市区町村によっては、ウェブページ上で公表している事例がある一方で、直近の過去1年分のみを閲覧提供し、それ以前の資料については文書館・図書館等に過去の審議会の会議録や資料をまとめて保管し、閲覧に供している場合や、情報公開請求を経なければ閲覧ができないこともあります。

審議会等には有識者や関連事業者だけでなく、住民参加の政策検討を進めるため、住民(市民代表)が参加することもあり、審議会の会議録は市区町村の活動に関わる多面的・多角的な意見を読み取ることのできる教材と言えます。そうした審議会の議事録や配布資料、答申等は市区町村によってはウェブページ上に公開しています。

(教科書の主な関連キーワード)

市民参加



東京都三鷹市「第1回三鷹市コミュニティバス将来的なあり方検討専門部会資料」(令和3年1月19日)

コラム

地方公共団体の審議会等の運営を援助する国のマニュアル

住民や利害関係者が参画した審議会等の運営を補助するため、国(各省庁)は市区町村をはじめとする地方公共団体の審議会等の運営に関する手引きやマニュアルを整備しています。

例えば、市区町村におけるごみ袋の有料化に関する議論については、環境省が「一般廃棄物処理有料化の手引き(令和4年3月)」を作成・公表し、ごみ袋の有料化を検討・導入するための手順が紹介されています。交通問題では、国土交通省中部運輸局が、「バスデータ活用大百科 ～バス実態調査とデータ活用方法が丸わかり～」(令和元年度、中部運輸局のウェブページ「地域公共交通ライブラリー」(<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/tsukuro/library/>)上に掲載)を作成し、YouTubeにおいても2分程度の映像を配信しており、市区町村の職員等がバスの統計データなどを活用する際の見方が紹介されています。

これらは主として市区町村の担当職員を念頭に作成されたものですが、データ分析の視点や議論の展開等、授業時のグループワークや調べ学習に際して、生徒を指導する参考資料となります。



中部運輸局「バスデータ活用大百科～バス実態調査とデータ活用方法が丸わかり～」(令和元年度)



環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き(令和4年3月)」

5 計画書(総合計画・基本構想等)

(特徴) 市区町村における行政運営の基本構想や総合計画・基本計画については、従来、地方自治法第2条第4項により「議会の議決」を経て、「総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」を定めることが義務付けられていました。平成23年5月の法改正により、基本構想の策定と議会の議決については市区町村の判断に任せられることになりましたが、多くの市区町村で基本構想が作成されています。

多くの市区町村において、最新の基本構想等はウェブページ等を通じて公開されています。また過去に策定された計画についても、紙媒体(冊子)により文書館や図書館の郷土資料コーナー等に保管されていることが多く、比較的容易に収集できます。

基本構想等には、市区町村の区域が抱える現状と課題を踏まえた将来像が記載されており、市区町村の学ぶ上での基礎資料と言えます。また市区町村によっては、市民会議が提案した素案を踏まえ基本構想を策定している事例もあり、住民の意見が市区町村の運営に、どのように反映されていくのかをうかがい知ることができます。

(教科書の主な関連キーワード)

地方自治



東京都八王子市「八王子未来デザイン2040(令和5年3月)」(概要版)

6 統計資料

(特徴) 市区町村は、統計法に基づき国勢調査、経済センサス、工業統計調査、学校基本調査等の国の基幹統計調査を実施しています。その分野は人口・経済・文化・教育・衛生・福祉等多岐にわたり、それらは市区町村の在り方を検討するうえでの基礎資料となります。

公的な統計情報は行政のみが利用するのではなく、社会全体で利用されるべき情報の基盤として位置付けられています。そのため、統計法では統計の中立性・信頼性の確保や、国民が統計情報を容易に入手できるよう「インターネット」等による公表、「長期的かつ体系的」な保存がうたわれています。市区町村のウェブページには「統計書」等の形式で統計情報が掲載され、過去のデータについても、紙媒体(冊子)により文書館や図書館の郷土資料コーナー等に保管されていることが多くあります。

統計情報は市区町村の現況や推移を考察する教材となります。またデータには「婚姻・離婚・戸籍届出件数」「飼い犬の登録数」「狂犬病予防注射状況及び死亡届出数」等、家族関係やペットに関する情報も含まれ、生徒の関心に合わせて利用するデータを選択することもできます。

(教科書の主な関連キーワード)

統計、国勢調査

年次	婚姻				離婚			
	総数	本籍人の受理	他市町村からの送付	非本籍人の受理	総数	本籍人の受理	他市町村からの送付	非本籍人の受理
令和元	2,403	874	1,180	349	560	314	194	52
2	2,978	734	1,080	264	565	332	183	50
3	2,173	767	1,106	300	554	316	185	53
4	2,149	746	1,111	292	479	268	172	39
5	2,966	689	1,116	261	503	295	167	41

注：令和元年(暦年)の数値は、平成31年1月から令和元年12月までの合計数値である。
資料：市民部総合窓口課

東京都府中市「府中市統計書令和5年度」

7 広報紙などの行政刊行物

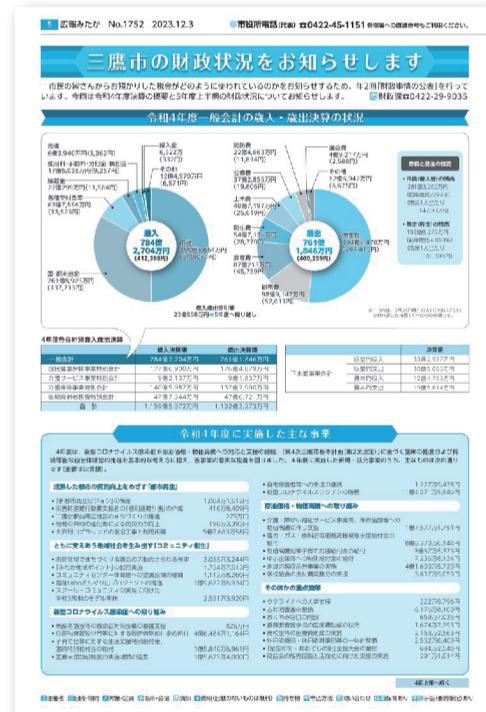
(特徴) 市区町村の広報紙は、戦後に全国に普及していきました。広報紙は各市区町村の取り組みや防災・福祉・教育・子育て、ときにはイベント情報など、住民の生活に関わる情報を伝えることを目的に作成されています。

そのため、「分かり易さ」が魅力となっています。例えば、議会等に提出される予算決算書(写真左)には、歳入・歳出の費目ごとに、その内訳となる詳細な金額が並びますが、住民に税金の使い道の概要を知らせることを目的とした広報紙(写真右)では、円グラフにより全体像が示されることがや、新規・拡充した主な事業等に焦点を当て、その内容が紹介されます。どちらも予算・決算という同様の情報を伝えてくれますが、公文書等には、作成された目的や読み手、あるいは国等が指定する様式の有無等に応じて、さまざまな形態が存在します。授業の教材として使用する際には、「生徒に分かり易く説明する」場合には広報紙が適していますが、「一覧表の読み取りを促す」・「一覧表を基に円グラフを作成させる」場合には予算決算書が適しています。生徒の学習状況や用途に応じて、選択が可能である点も公文書等の魅力の一つと言えます。

また広報紙については、多くの市区町村がウェブページ上に公開している点も、教材として活用する上で魅力的です。多くの場合、過去数年分の広報紙がウェブページ上に掲載されています。またより古い広報紙についても、文書館や図書館の郷土資料コーナー等に保管されていることが多く、市区町村における施策の変遷を調べる上で非常に便利な資料と言えます。

部	課	今 年 度 額	前 年 度 額
		円	円
1	市 債	40,420,335,000	46,996,184,100
1	1 市 債 額	21,137,492,000	21,546,026,344
2	2 国 債 借 入 額	19,282,843,000	25,450,157,756
3	3 国 債 借 入 額	19,282,843,000	25,450,157,756
4	4 市 債 借 入 額	21,137,492,000	21,546,026,344
5	5 市 債 借 入 額	21,137,492,000	21,546,026,344
6	6 市 債 借 入 額	21,137,492,000	21,546,026,344
7	7 市 債 借 入 額	21,137,492,000	21,546,026,344
8	8 市 債 借 入 額	21,137,492,000	21,546,026,344
9	9 市 債 借 入 額	21,137,492,000	21,546,026,344
10	10 市 債 借 入 額	21,137,492,000	21,546,026,344
11	11 市 債 借 入 額	21,137,492,000	21,546,026,344
12	12 市 債 借 入 額	21,137,492,000	21,546,026,344
13	13 市 債 借 入 額	21,137,492,000	21,546,026,344
14	14 市 債 借 入 額	21,137,492,000	21,546,026,344
15	15 市 債 借 入 額	21,137,492,000	21,546,026,344
16	16 市 債 借 入 額	21,137,492,000	21,546,026,344
17	17 市 債 借 入 額	21,137,492,000	21,546,026,344
18	18 市 債 借 入 額	21,137,492,000	21,546,026,344
19	19 市 債 借 入 額	21,137,492,000	21,546,026,344
20	20 市 債 借 入 額	21,137,492,000	21,546,026,344

東京都三鷹市
「令和5年度三鷹市歳入歳出決算書」



「広報みたか2023年12月3日5面」

コラム

多様な公文書等によって発信される防災情報

住民の生命・財産に関わる防災情報は、大規模な震災だけでなく、台風といった風水害を受け、更新されていきます。防災情報は、市区町村のウェブページ上に数多く掲載され、近年ではメール配信サービス、SNS、アプリケーション等を通じて市民に様々な情報が提供されています。公文書等のなかにも防災情報が集約された資料が数多く存在します。

例えば、災害対策基本法第42条に基づき作成される「地域防災計画」や水防法第15条に基づき作成される「ハザードマップ」は、全ての市区町村で作成・公表されており、市区町村の防災対策を知る基礎資料となります。市区町村ごとに、地域防災計画は震災や大規模事故(大きな火災や不測の事故)対策、ときには富士山等噴火降灰対策に対応した計画が、「ハザードマップ」は水害、洪水、内水氾濫に対応したものが策定され、地域の地理的な特性を知る手がかりとなります。また市区町村によっては災害時の「防災ハンドブック」や「防災情報誌」を作成し、災害時の避難手順や防災備蓄、住宅の耐震診断や耐震改修、ブロック塀の耐震対策等の助成事業を紹介している市区町村もあります。

防災情報誌等には、台風による被災状況を示す写真が掲載されていることが多くあり、生徒に分かり易い視覚的資料を入手する上でも非常に便利な資料と言えます。



東京都府中市「内水氾濫マップ」



東京都府中市「府中市地域防災計画」



東京都府中市「府中市防災ハンドブック」



東京都府中市「自主防災ふちゅう第4号 (令和2年3月発行)」(防災情報誌)

「地域の公文書を活用した 中学校社会科公民教材キット」の紹介

中学校社会科公民的分野において公文書等を活用した公民教材キットを配信しています。現在、以下の3つの公文書等を活用した授業テーマを紹介しています。

配信先

東京外国語大学文書館ウェブページ「地域連携事業」
(https://www.tufs.ac.jp/common/archives/local_cooperation.html)



●「地域の公文書を活用した中学校社会科公民教材キット」の特長

① 多くの市区町村で共通利用可能な汎用性が高い教材

(多くの市区町村に共通する社会的課題である防災や交通問題、ごみ問題を授業テーマとして取り上げています。教材キットのマニュアルを参考にキット内の公文書等を地域の公文書等に差し替えることで、すぐに地域の公文書を活用した教材が作成できます。)



② すぐに授業に活用できる指導案・PowerPoint案・ワークシート案を添付

(教員の教材作成の負担削減のために、授業テーマごとに改変可能な指導案・PowerPoint案・ワークシート案を添付しています。)



③ 学習指導要領に則り、多面的・多角的な視座に配慮した教材

(公文書を中心とした資料の読み取りと、ワークシートによる調査活動、グループワークやディベートなどの言語活動を中心に構成し、社会的課題の多様な意見の紹介を重視しています。)

④ 調べ学習への発展を想定した 「教員・地方公共団体職員向け補助資料」を添付

(授業で扱う公文書の所在や特徴を整理した補助資料を添付し、教員の授業準備や生徒の調べ学習の指導に役立つ情報を紹介しています。)



● 3つの授業テーマの概要

① 「ハザードマップ」を活かした防災計画を考えよう！

本授業は、地方公共団体が作成している「ハザードマップ」を通じて、生徒に自身の身近な危険を把握させるとともに、高齢者などの「避難行動要支援者」の避難計画を考えることを通じて、地域の防災計画を考えさせることをねらいとしている。

② ごみ袋の有料化にあなたは賛成？ 反対？

本授業は、ごみ袋の有料化という生徒にとって身近な社会問題について、公文書等をはじめとする資料の読解と、賛成・反対に分かれた討論(ディベート)を通じて、理解を深めるとともに、地方自治に主体的に参加する意識の醸成することをねらいとしている。

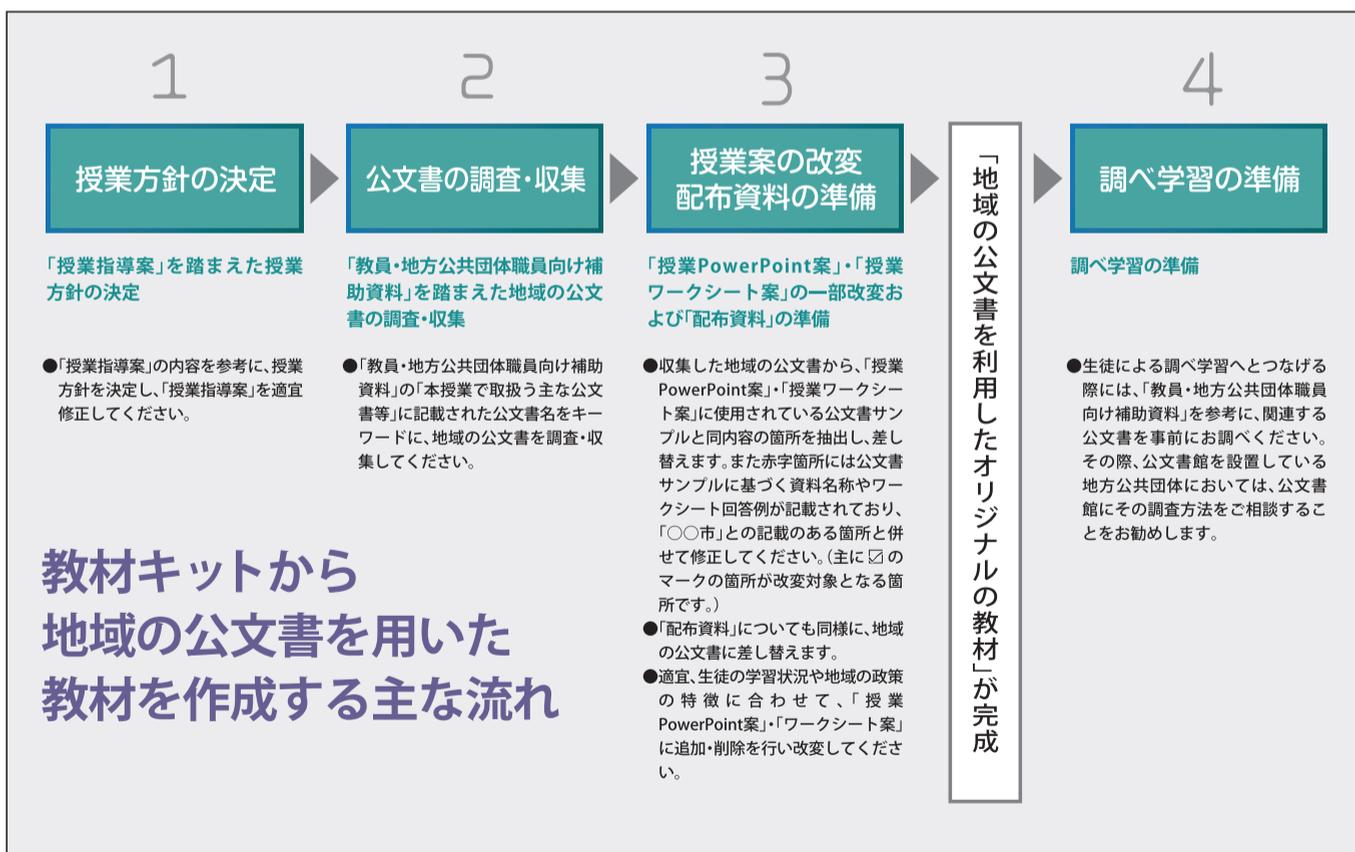
③ 「赤字」バスに補助金は必要ですか？

本授業は、コミュニティバスの「赤字」路線に焦点を当て、公文書等をはじめとする資料の読解により、利用状況を調べ、グループワークを通じて、市民のニーズに合った路線の改革案を議論し、自治体の支出の在り方を考察することをねらいとしている。



教材キットの授業サンプル_PowerPoint案(「赤字」バスに補助金は必要ですか?)

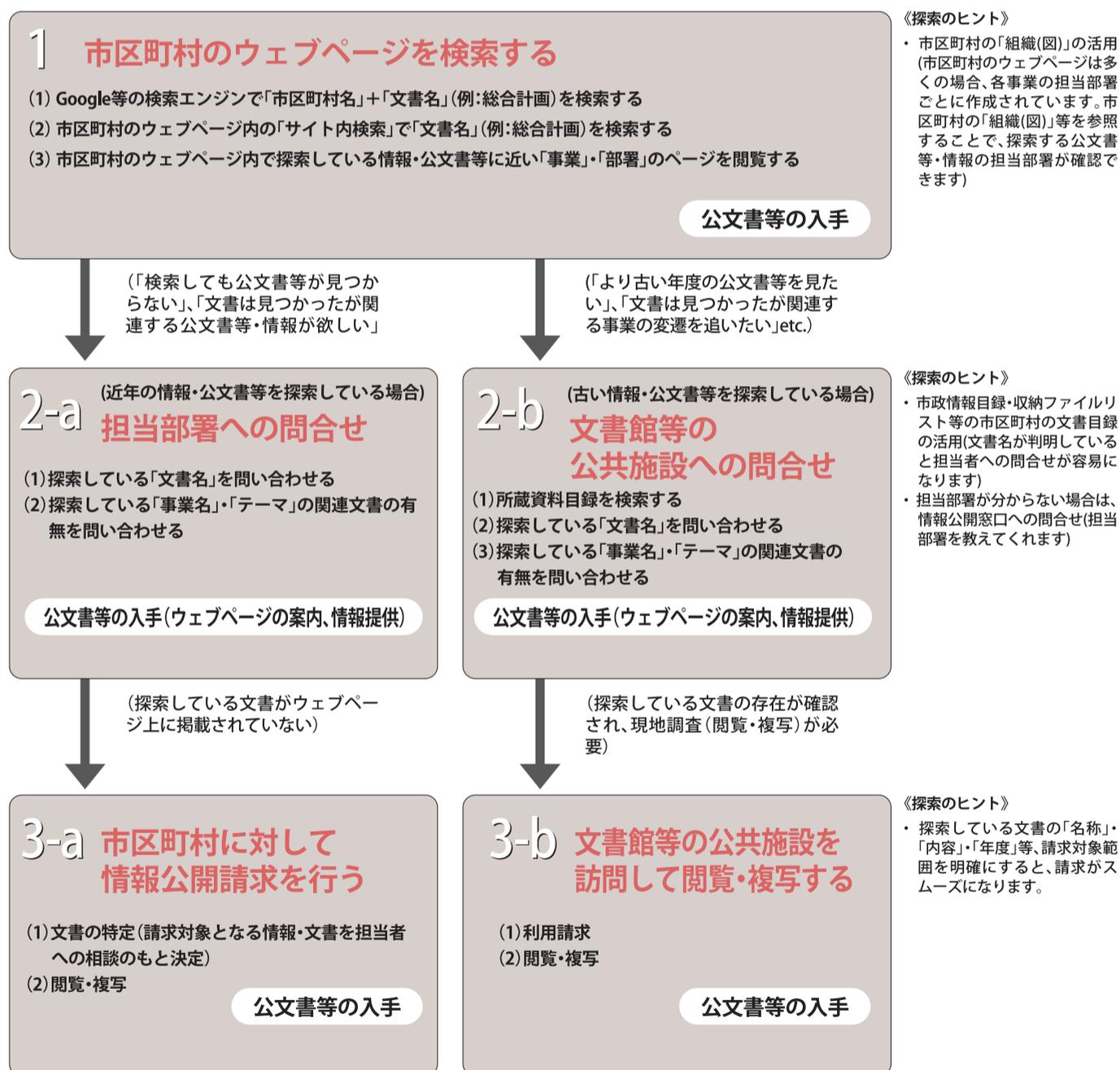
● 教材キットから地域の公文書を用いた教材を作成する主な流れ



第4章

授業に活かせる公文書等の探し方

第3章で紹介した公文書等の多くは市区町村のウェブページにおいて入手することができます。ウェブページに掲載されていない場合にも、担当部署や文書館・図書館等への問合せ、そして情報公開請求を通じて、公文書等は探すことができます。本章では、公文書等の探し方のヒントを紹介します。



1 市区町村のウェブページを検索する。

近年、市区町村を含めた地方公共団体ではウェブページを通じた情報発信が積極的に行われています。第3章で紹介した公文書等の多くは市区町村のウェブページ上で閲覧・入手できます。各市区町村によって審議会や計画書・報告書等の名称は異なりますが、多くの場合、「市区町村名」と第3章の類例で示した公文書等の名称(例:「総合計画」)を検索することで探し出すことができます。

また条例等の例規集や地方議会の会議録については、検索システムを整備している市区町村も多く、予算・決算資料や統計資料、広報紙等の行政刊行物については、バックナンバーを含めてまとめて公開している市区町村もあります。



東京都府中市ウェブページ「府中市統計書」昭和41年以降の統計書がまとめて公開されています。



静岡県熱海市ウェブページ「伊豆山で発生した土石流災害に関する情報」

コラム

ウェブページ上で公開される施策の検討経過を示す公文書等 ～審議会の会議録、意見募集(パブリックコメント)、行政刊行物の公開～

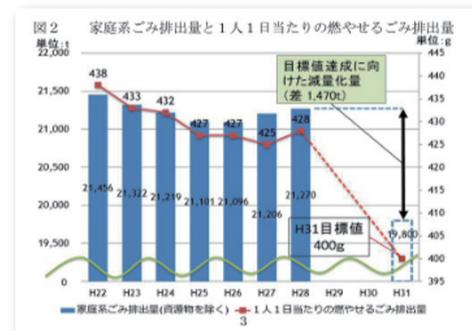
市区町村のウェブページには、社会的に関心の高い事件への対応や住民生活に大きな影響を及ぼす施策について、特集ページを設け、検討過程を含めた関連する公文書等をまとめて公開している事例もあります。

例えば、ごみ袋の有料化が導入されるまでには、審議会等での家庭ごみ減量化の方針(案)の検討に始まり、住民への意見募集(パブリックコメント)を経て方針が決定すると、今度は具体的な施策であるごみ袋有料化に関する審議、住民説明会、パブリックコメント等を経て、施策が決定し、実施に至ります。

この過程で生み出された審議会の会議録や、方針、パブリックコメントの結果、そして実施決定後の行政刊行物等がまとめてウェブページに公開されることも少なくありません。パブリックコメントの対象となる方針等は、住民に市区町村の現状と課題、新たな対策の必要性を、グラフ・図等で分かり易く説明したものが多く、会議録やパブリックコメントには、立場の異なる人々の多面的・多角的な意見が反映されており、情報が集約されたウェブページは調べ学習に適した教材と言えます。



神奈川県海老名市ウェブサイト(左のバナーに関連する情報や資料がまとめて掲載されています)



海老名市「家庭系ごみ排出量と1人1日当たりの燃やすごみ排出量」(「海老名市家庭系ごみ減量化基本方針」所収)

② 文書館等の公文書等を保存・公開する公共施設を訪問して調査する。

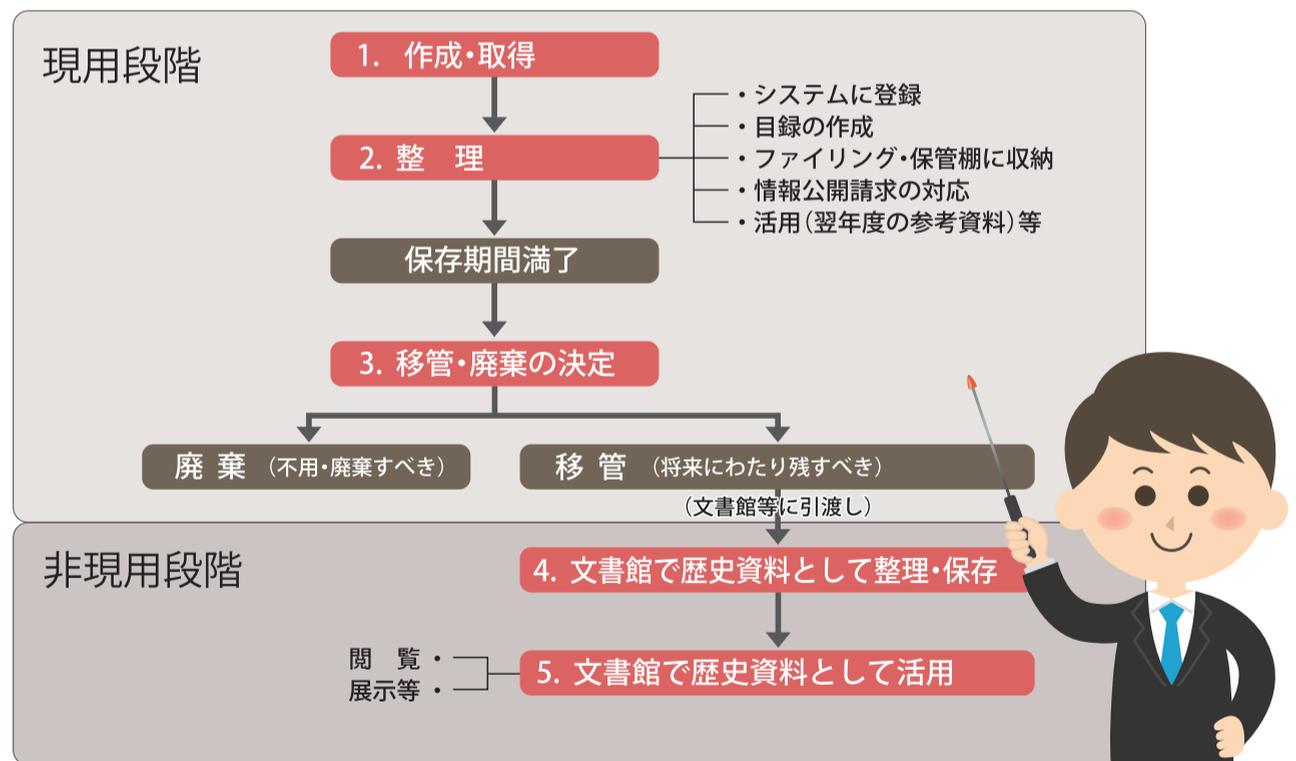
市区町村の一部には、市区町村立の文書館（歴史館）が設置されています。文書館には、地域の歴史を物語る歴史資料となる公文書や行政刊行物が整理・保存されており、閲覧することができます。また、公文書館の専門職（アーキビスト）に、文書や情報の探し方・所在について相談することもできます。文書館が設置されていない市区町村では、図書館の地域資料（郷土資料）コーナーや、情報公開窓口などに併設された市政資料室（市政情報室等）に公文書等が保管されていることもあります。

文書館・図書館等には、予算・決算資料、地方議会の会議録、広報紙等の行政刊行物がバックナンバーを含めて保管されており、調べ学習の場としても活用できます。

コラム

公文書の保存期間と保管先

公文書には、各市区町村の文書管理規程等により、作成から廃棄されるまでの保存期間が定められています。期間は1年・3年・5年・10年・20年・30年、永年等、さまざまですが、この期間は市区町村の役所等において「現用」文書として保管されます。保存期間が終わると、歴史資料として重要な公文書は文書館（歴史館）において保存・活用され、それ以外は廃棄されます。保存期間は、公文書が保管されているか、廃棄されているか、保管先はどこか、を知るうえでの手がかりとなります。



3 市区町村に対して情報公開請求を行う。

市区町村のほとんどには情報公開窓口が設置されています。ウェブページや文書館・図書館等で探している情報や公文書等が見つからない場合には、情報公開窓口へ問合せ、場合によっては情報公開請求を実施することが必要です。情報公開窓口で問い合わせることで、窓口の職員や担当部署の職員から具体的な情報を得られる場合も多く、「実はウェブページ上にその情報は掲載されている」、「情報提供として資料を提供する」等、実際には情報公開請求に至らず、資料を得られることも多くあります。

コラム

情報公開請求の流れ

下図は一般的な情報公開の流れです。情報公開を希望する者(開示請求者)は行政機関等の長に対して、開示を希望する情報に関して、書面(開示請求書)等により開示請求を行います(①)。これを受け、行政機関等の長は開示請求を受けた情報に、個人情報等の不開示情報が含まれていないかを検討し、開示・不開示が決定されます(②)。

開示の場合には、開示実施の申出(③-a)を経て、閲覧・写しの交付に至ります(④-a)。不開示の場合にも、請求者がその決定に不服であるときには、さらに審査請求(③-b)を行い、情報公開・個人情報保護審査会等への諮問・答申を経て、開示・不開示が再度決定されます(④-b)。

※情報公開請求や文書館において利用請求する場合の注意事項

情報公開法と公文書管理法により、公文書等に記載された個人情報等には利用制限を課されています。そのため、利用制限に該当する情報が記載されていない場合にも、その確認に時間を要することがあります。

公文書等の一部に不開示情報が含まれていた場合、一部が黒塗り(マスキング処理)されて公開される場合があります(右写真参照)。黒塗りにより情報の内容は確認できませんが、「なぜ黒塗りなのか?」を考えることは、情報を知る権利のあり方を考察につながり、情報モラルの教材として活用できます。



静岡県熱海市「風致地区内行為許可申請書」
 (「盛土に関する調査経過報告について
 (市長経過報告発言要旨)」添付資料A061002)



(出典)_情報公開法及び総務省『情報公開制度 教えてペンゾー先生!』を参考に作成

■ 奥付

表 題：「中学校社会科公民的分野における市区町村の公文書等活用のいろは」

著 者：倉方慶明(東京外国語大学文書館)

連 絡 先：kurakatayoshiaki@tufs.ac.jp

発行年月：2025年3月